平成２３年（フ）第３６６号
奈良市横領町334番地の８　ヴェール西大寺Ａ201号
債務者　山邉喜久惠
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２９８号
香川県高松市屋島西町2312番地　県営住宅屋島西団地６棟305号室
債務者　尾上　和隆
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４８号
北海道苫小牧市三光町３丁目５番５号
債務者　住岡　智春（旧姓濱津）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４９８号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目24番地の４
債務者　浅野　智広（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目24番地の４
債務者　浅野　友美
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８７号
名古屋市東区大幸１丁目１番12号　八神ビル303号
債務者　平野　直人
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４５号
名古屋市名東区にじが丘３丁目17番地　名古屋市にじが丘荘203号
債務者　市川真由美（旧姓一番ヶ瀬）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８９号
神戸市北区君影町２丁目１番45―505号
債務者　榎原　昌子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９８号
神戸市須磨区大池町５丁目５番１―208号
債務者　玉城義教こと　魯　　未述
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９９号
神戸市須磨区大池町５丁目５番１―208号
債務者　岩本　茂美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０７号
神戸市北区鈴蘭台北町１丁目13番20―201号
債務者　工藤卓司こと　張　　卓司
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１０号
兵庫県三田市つつじが丘北３丁目２番地10
債務者　津田　和男
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０８号
神戸市中央区中山手通６丁目８番５号　マンションやの504、従前の住所神戸市東灘区西岡本３丁目13番３号
債務者　石原貴美子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２４号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目３番28号
債務者　村上　克也
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２９号
兵庫県尼崎市大西町１丁目２番20号　大塚マンション515、前住所兵庫県尼崎市立花町２丁目23番３号
債務者　森川喜代次
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８０号
広島市安佐北区あさひが丘７丁目22番28号、申立時の住所広島市安佐南区八木９丁目８番２号
債務者　川崎　　洋
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３号
北海道小樽市奥沢１丁目11番１号、前住所北海道小樽市緑２丁目29番17号
債務者　齋藤　泰子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部